

野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例 (平成12年野田市条例第5号)

改 正 案	現 行								
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するために、<u>剪定枝</u>、刈り取った草、落葉及びもみ殻(以下「資源」という。)を活用して良質な堆肥を生産し、化学肥料の減量等による環境保全型農業を推進することにより持続性の高い農業を展開し、もって付加価値を高めた農産物の生産の推進に寄与するため、堆肥センター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野田市堆肥センター</td> <td>野田市船形 5575 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	野田市堆肥センター	野田市船形 5575 番地	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するために、<u>剪定枝</u>、刈り取った草、落葉及びもみ殻(以下「資源」という。)を活用して良質な堆肥を生産し、化学肥料の減量等による環境保全型農業を推進することにより持続性の高い農業を展開し、もって付加価値を高めた農産物の生産の推進に寄与するため、堆肥センター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野田市堆肥センター</td> <td>野田市船形 5575 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	野田市堆肥センター	野田市船形 5575 番地
名称	位置								
野田市堆肥センター	野田市船形 5575 番地								
名称	位置								
野田市堆肥センター	野田市船形 5575 番地								
<p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 資源の受入れに関すること。</li> <li>(2) 堆肥の生産に関すること。</li> <li>(3) 堆肥の配布に関すること。</li> <li>(4) もみ殻の加工に関すること。</li> <li>(5) 堆肥及び加工されたもみ殻を原料の一部として市内の酪農経営を行う者が生産した堆肥(次条第3項において「もみ殻牛ふん堆肥」という。)を利用する業務に関すること。</li> <li>(6) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。</li> </ol> <p>(利用対象)</p> <p>第4条 センターに搬入することができる資源は、市内で発生したものとする。</p> <p>2 センターで生産された堆肥を利用することができるものは、農業者、農業団体及び植木生産業者とする。ただし、市内のほ場で堆肥を利用する場合に限る。</p> <p>3 センターで加工されたもみ殻を利用することができる者は、もみ殻牛ふん堆肥を生産する市内の酪農経営を行う者とする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 センターを利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受ける場合には、資源を搬入しようとする日又は堆肥若しくは加工され</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 資源の受入れに関すること。</li> <li>(2) 堆肥の生産に関すること。</li> <li>(3) 堆肥の配布に関すること。</li> <li>(4) もみ殻の加工に関すること。</li> <li>(5) 堆肥及び加工されたもみ殻を原料の一部として市内の酪農経営を行う者が生産した堆肥(次条第3項において「もみ殻牛ふん堆肥」という。)を利用する業務に関すること。</li> <li>(6) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。</li> </ol> <p>(利用対象)</p> <p>第4条 センターに搬入することができる資源は、市内で発生したものとする。</p> <p>2 センターで生産された堆肥を利用することができるものは、農業者、農業団体及び植木生産業者とする。ただし、市内のほ場で堆肥を利用する場合に限る。</p> <p>3 センターで加工されたもみ殻を利用することができる者は、もみ殻牛ふん堆肥を生産する市内の酪農経営を行う者とする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 センターを利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受ける場合には、資源を搬入しようとする日又は堆肥若しくは加工され</p>								

たもみ殻を搬出し、若しくは運搬及び散布を依頼しようとする日の2日前までにセンターに利用の申込みをしなければならない。ただし、住居の用に供されている土地から発生する資源については、この限りでない。

(利用の登録)

第6条 業として資源をセンターに搬入しようとするものが前条第1項の許可を受けようとする場合には、あらかじめ、規則で定めるところにより、利用の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用の登録を受けた者(以下「搬入登録事業者」という。)に対し、搬入事業者登録証を交付するものとする。

(変更の登録)

第7条 搬入登録事業者は、当該利用の登録の内容に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、変更の登録を受けなければならない。

(廃業の届出)

第8条 搬入登録事業者は、当該利用の登録に係る事業を廃止するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(登録の有効期間及び更新)

第9条 第6条第1項の利用の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。第7条の規定による変更の登録を受けた場合も同様とする。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「利用の登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされなるときは、従前の利用の登録は、利用の登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その利用の登録の有効期間は、従前の利用の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の取消し等)

第10条 市長は、搬入登録事業者がセンターに市内で発生した資源以外のものを搬入したと認めるときその他規則で定める不正を行ったと認めるときは、当該利用の登録を

たもみ殻を搬出し、若しくは運搬及び散布を依頼しようとする日の2日前までにセンターに利用の申込みをしなければならない。ただし、住居の用に供されている土地から発生する資源については、この限りでない。

取り消すものとする。

2 前項の規定により利用の登録を取り消されたものは、当該利用の登録の取消の日から6月を経過するまでの間は、第6条第1項の規定による利用の登録を受けることはできない。

3 第6条第1項の規定による利用の登録を受けずに業として資源をセンターに搬入したものは、当該搬入をしたことが判明した日から6月を経過するまでの間は、同項の規定による利用の登録を受けることはできない。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、第1項の規定による利用の登録の取消しを複数回受けたもの、前項の規定による利用の登録の制限を複数回受けたものその他利用の登録をすることが適当でないと認めるものについては、第6条第1項の規定による利用の登録をしないものとする。

(利用の制限等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限し、又は利用させないことができる。

(1) 堆肥に適さない資源をセンターに搬入しようとするとき。

(2) 業として資源をセンターに搬入しようとするものにあつては、有効な搬入事業者登録証を所持していないとき。

(3) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき。

2 市長は、センターの利用に当たっては、管理運営上必要な指示を行うことができる。

(利用に係る料金)

第12条 センターの利用に係る料金は、別表のとおりとする。

2 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、前項に規定する料金を減免することができる。

(報告及び立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、資源をセンターに搬入するものに対し、当該搬入に係る資源の発生場所、第10条第1項に規定する不正及び同条第3項に規定する搬入に該当するかどうかに関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは資源の発生場所として申告を受けた場所その他関係する場所に立ち入らせ、当該搬入に係

(利用の制限等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限し、又は利用させないことができる。

(1) 堆肥に適さない資源をセンターに搬入しようとするとき。

(2) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき。

2 市長は、センターの利用に当たっては、管理運営上必要な指示を行うことができる。

(利用に係る料金)

第7条 センターの利用に係る料金は、別表のとおりとする。

2 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、前項に規定する料金を減免することができる。

る資源の発生場所、第 10 条第 1 項に規定する不正及び同条第 3 項に規定する搬入に該当するかどうかに関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(試験配布に係る堆肥の利用に関する特例)

2 当分の間、市長は、試験配布(センターで生産された堆肥を市民(農業者及び植木生産業者を除く。以下同じ。)の利用に供することをいう。以下同じ。)について次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、試験配布をすることができる。

(1) 農業者、農業団体及び植木生産業者への堆肥の供給に支障がないこと。

(2) センターの管理運営上支障がないこと。

(3) 堆肥に係る市民の需要を把握するために必要があること。

(利用の登録制度の円滑な運用のための調査に関する特例)

3 当分の間、市長は、第 13 条の規定にかかわらず、利用の登録制度の円滑な運用を確保するため、本条例の運用に関する調査を行うことができるものとする。この場合においては、その職員に、関係する場所に立ち入らせ、調査させ、又は関係者に対する質問をさせることができる。

4 前項の調査については、第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(試験配布に係る堆肥の利用に関する特例)

2 当分の間、市長は、試験配布(センターで生産された堆肥を市民(農業者及び植木生産業者を除く。以下同じ。)の利用に供することをいう。以下同じ。)について次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、試験配布をすることができる。

(1) 農業者、農業団体及び植木生産業者への堆肥の供給に支障がないこと。

(2) センターの管理運営上支障がないこと。

(3) 堆肥に係る市民の需要を把握するために必要があること。